

京都犯罪被害者支援センターと 「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結！



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、2024年12月11日（水）、公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターと「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定の締結により、当行は同センターと連携し、遺贈または相続財産の寄付等を希望されるお客さまの社会貢献に対する思いに応えてまいります。

当行では、今後もお客さまの課題解決や多様化するニーズにお応えできるよう、お客さまのライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 協定内容

- （1）京都犯罪被害者支援センターは、同センターへ遺贈または相続財産の寄付を希望される方に対して、相談先として当行を紹介します。
- （2）当行は、ご紹介いただいた方に対し、諸手続きの案内等を行います。また、社会貢献を目的に遺贈・寄付を検討されているお客さまに対し、京都犯罪被害者支援センターを紹介いたします。

2. 締結日

2024年12月11日（水）

<ご参考>公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターについて

所在地	京都市上京区衣棚通出水上御霊町6-3番地
理事長	山下 俊幸
事業内容	(1) 被害者等に対する電話相談および面接相談 (2) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請の補助 (3) 被害者等への物品の供与または貸与、役務の提供等による直接的支援 (4) 被害者等および被害者等の自助組織への支援 (5) 被害者等支援に関する広報および啓発活動 (6) 被害者等相談カウンセラー等の養成および研修活動 (7) 被害者等の実態に関する調査および研究活動 ほか

以上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践であるSDGs達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースにSDGsの目標のアイコンを明示しております。

